

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 8 月 23 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1700436 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800061 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 25 年 4 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月から平成 25 年 3 月までの標準報酬月額については、14 万 2,000 円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成 25 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日まで

平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間は、A 社に勤務したが厚生年金保険被保険者の記録がなかった。同社の事業主が平成 29 年に届出を年金事務所に行い、記録が訂正されたが、請求期間については、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているので、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、請求者が請求期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間については、A 社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者が、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により請求者の平成 24 年 7 月 1 日の被保険者資格取得時の標準報酬月額が 14 万 2,000 円であることが確認できるところ、請求期間のうち、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者の A 社における当該期間の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成 24 年 7 月 1 日とする「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び資格喪失年月日を平成 25 年 4 月 1 日とする「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」を年金事務所に対し、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 25 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、賃金台帳に厚生年金保険料控除額の記載がなく、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できるため、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800131号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800016号

## 第1 結論

昭和56年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和61年3月まで

結婚した時に、夫の父が国民年金に入らなくてはならないと教えてくれ、私の国民年金保険料を遡って納付してくれた。私は年金のことはわからなかったので、国民年金についてはすべて夫に任せており、夫がA市に住んでいた時の私の国民年金保険料を納付してくれた。昭和56年3月頃、夫の仕事の都合でB市C町に転居し、昭和57年4月くらいに同市D\*丁目の県営住宅に転居したが、B市に住んでいた時の国民年金保険料の納付記録が抜けている。夫の扶養に入っていたので、昭和61年4月からは国民年金第3号被保険者として保険料を納付したことになっているが、B市に住んでいた請求期間の保険料が未納となっているのはおかしい。夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、夫婦連番で昭和54年9月頃に払い出されたものと推認され、オンライン記録によると、請求期間直前の昭和53年4月から昭和56年3月までの国民年金保険料は納付済と記録されていることが確認できるとともに、請求期間は、国民年金保険料を現年度納付できる期間となっている。

しかしながら、請求者は年金のことはわからなかったもので、すべて夫に任せており、夫が請求期間の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、その夫は、B市に転居した際の請求者に係る国民年金の届出手続について、記憶が明確ではなく、その手続状況は不明であるほか、同市で国民年金保険料を納付した記憶はなくわからない旨を陳述しており、保険料の納付状況も不明である。

また、E県と記載された請求者が所持する年金手帳の住所欄には、「E県A市」の後の変更後の住所として、「F県B市D\*丁目(昭和61年4月26日変更)」と記載されており、請求者夫婦がB市に転居して最初の住所地である「B市C町」が年金手帳には記載されていない上、

次の住所地であるB市Dへの変更日は、転居時期より4年ほど遅くなっていることが確認できる。

さらに、B市では、国民年金保険料徴収簿が昭和59年7月2日時点で作成されて以後、毎月作成され保管されているところ、昭和59年7月2日作成分から昭和61年3月31日作成分までの徴収簿では、請求者の氏名は記載されておらず、昭和61年4月30日作成分の徴収簿において、初めて請求者の氏名が記載され、それ以後の徴収簿では請求者の氏名が確認できるようになるとともに、昭和61年4月30日の徴収簿の請求者欄に「転入日：61.4.26、届出受理日：610426」の記載があり、年金手帳の住所欄の記載内容を踏まえると、B市に転居後、請求者の国民年金に関する届出が行われておらず、昭和61年4月になって初めて行われたと考えられることから、B市において、請求者は昭和61年3月まで国民年金に加入していないこととされ、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。